

情 報

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・ 2
貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和7年4月分)	・・・ 3

令和7年5月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年5月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社みず季野観光 (法人番号: 8040002097445) 代表者 本郷 誠
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県野田市目吹2532-2 (本社営業所) 千葉県野田市目吹2532-8
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条の2
(6) 違反行為の概要	令和7年2月4日、適正化事業実施機関への改善未報告による監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運行に関する状況把握体制の整備違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条の2)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 13点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和7年4月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20250415	株式会社 NAS' ENTERPRISE(法人番号7030001115589)代表者:菅原 慎一	埼玉県草加市青柳8-29-9	野田	千葉県野田市七光台427-1	輸送施設の使用停止(80日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	救護措置義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年2月27日及び同年3月8日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	8	8
20250415	上高運輸 株式会社(法人番号4013101001291)代表者:上田 政晴	東京都西多摩郡瑞穂町長岡3-7-12	川越	埼玉県川越市芳野台3-2-3	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年4月24日及び同年5月1日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(8)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	6	6
20250415	有限会社 ティ・エス・アール運輸倉庫(法人番号6030002121075)代表者:児玉 啓	埼玉県日高市大字原宿491-2	本社	埼玉県日高市大字原宿491-2	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	救護措置義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年3月7日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	3	3
20250416	大和鐵急 株式会社(法人番号2040001084937)代表者:森本 雄三	千葉県習志野市鷺沼台1-7-10-1	船橋	千葉県船橋市新高根1-2-23	文書警告	貨物自動車運送事業法第9条第3項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年11月11日、同年12月3日及び同年12月20日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(4)整備管理者の変更届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第52条)、(5)運行管理者の選任及び解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)	0	0
20250422	上高運輸 株式会社(法人番号4013101001291)代表者:上田 政晴	東京都西多摩郡瑞穂町長岡3-7-12	本社	東京都西多摩郡瑞穂町長岡3-7-12	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として、令和6年6月12日及び同年6月28日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(5)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(7)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)、(10)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	11	5

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和7年4月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20250422	東京港運送 株式会社(法人番号3011601004600)代表者:田中 秀明	東京都練馬区北町5-18-2	昭島	東京都昭島市武蔵野2-9-24	輸送施設の使用停止(80日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	鉄道車両と接触事故を引き起こしたことを端緒として、令和6年1月5日及び同年2月14日並びに同年3月19日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(10)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	8	8
20250422	株式会社 松栄運輸(法人番号3010001106800)代表者:永倉 隆幸	東京都世田谷区三軒茶屋2-34-5	新木場	東京都江東区新木場3-2-4	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年12月12日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	5	5
20250422	株式会社 正運(法人番号4090001009490)代表者:宮川 法正	山梨県南アルプス市上高砂798	北関東	群馬県太田市大原町421-4	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和6年5月10日及び同年5月22日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)事故恣意運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	4	4
20250422	武井運送 株式会社(法人番号9070001009488)代表者:武井 正浩	群馬県高崎市宮沢町912	伊勢崎	群馬県伊勢崎市八寸町5361-1	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年7月11日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	1	1
20250422	株式会社 清光ライン(法人番号1030001053976)代表者:清水 朋一	埼玉県戸田市美女木2-19-6	本社	埼玉県戸田市美女木2-19-6	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年1月9日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	1	1
20250422	株式会社 イディアトランスポートサービス(法人番号7060001006843)代表者:山下 周吾	栃木県宇都宮市中島町510-4	本社	栃木県宇都宮市中島町510-4	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	労働局からの通報を端緒として、令和6年7月4日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和7年4月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20250430	有限会社 木村商事(法人番号2030002102054)代表者:木村 俊之	埼玉県川口市里373	埼玉	埼玉県川口市里373	輸送施設の使用停止(230日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年2月29日、同年3月12日及び同年3月18日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(9)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(10)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(11)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	23	23
20250430	株式会社 林物流サービス(法人番号5030001014702)代表者:林 弘幸	埼玉県さいたま市緑区東大門3-15-10-403	本社	埼玉県さいたま市緑区東大門3-15-10-403	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	無免許運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年2月22日及び同年3月5日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(11)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	11	11

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)